

総合教育会議日程

1 日時

令和4年7月21日（木） 午前10時30分

2 場所

第一委員会室（庁舎17階）

3 日程

協議・調整事項

（1）墨田区教育施策大綱に係る事業の進捗状況について

（2）墨田区教育施策大綱に係る教育課題について

○不登校・ひきこもりについて

墨田区教育施策大綱にかかる主な事業の進行管理表（令和3年度事業）

目指す子どもの将来像

- (1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人
- ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人
 - イ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやること
ができる人
 - ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人
- (2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感
覚のある人

施策の方向

- (1) 区立学校にかかる施策

① 学力の向上

1【学力向上「新すみだプラン」推進事業】	p 3
2【授業改善プラン推進事業】	p 3
3【「学習意欲の向上」に関する共同研究】	p 4
4【習熟度別指導】	p 4
5【教職員研修事業】	p 4
6【特色ある学校づくり等研究推進補助事業】	p 4
7【ICTを活用した教育】	p 5
8【幼保小中一貫教育推進事業（連携型）】	p 5
9【幼児教育の充実】	p 6
10【すみだチャレンジ教室】	p 6
11【学校図書館の充実】	p 7
12【学校と図書館の連携強化】	p 8
13【校務改善】	p 9
14【学校（園）における第三者評価の実施】	p 9

② グローバル化に対応した教育の推進

15【小学校英語の教科化への対応】	p 9
16【NT（ネイティブティーチャー）による効果的な授業の 展開】	p 9
17【中学生海外派遣】	p10

③ 特別支援教育の充実

18【特別支援教育推進事業】	p10
19【特別支援教室の整備】	p10

④ 体験学習を通じた教育の推進

20【リーダー育成事業】	P11
--------------	-----

⑤ いじめの防止

21【人権教育の推進】	p11
22【道徳の教科化への対応】	p11
23【いじめの問題への対応】	p12
24【SNS等の適切な使い方の啓発】	p12

⑥ 学校不適応の解消

25【不登校問題への対応】	p13
26【帰国・外国人児童・生徒への対応】	p13
27【教育相談推進事業】	p13
28【スクールサポートセンター】	p14

⑦ 体力の向上

29【体力向上推進事業】	p14
30【食育推進事業】	p14

(2) 家庭・地域にかかる施策

① 家庭・地域の教育力の向上

31【家庭と地域の教育力充実事業】	p15
32【小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行】	p15
33【PTA活動支援事業】	p16

② 学校と地域との協働

34【すみだスクールサポートティーチャー活用事業】	p16
35【学校支援ネットワーク事業】	p16
36【防災教育の推進】	p17
37【学校運営連絡協議会運営事業】	p17

③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進

38【すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育】	p17
39【図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信】	p18
40【文化財の調査・普及】	p19

(3) 教育の今日的課題

① 子どもの貧困対策の検討・実施

41【墨田区子どもの未来応援取組方針の策定】	p19
------------------------	-----

② 「放課後子ども総合プラン」の推進

42【放課後子ども教室】	p20
43【学童クラブ】	p20

③ 「子ども・子育て支援新制度」の推進

44【「子ども・子育て支援新制度」の推進】	p20
-----------------------	-----

④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

45【オリンピック・パラリンピックに向けた取組】	p20
--------------------------	-----

⑤ 教育施設の整備

46【総合教育センターの整備】	p21
47【学校施設維持管理事業】	p21
48【学校施設への環境配慮型設備等の導入】	p21
49【学校ICT化推進事業】	p21

(1) 区立学校にかかる施策

① 学力の向上

「令和3年度の事業の実施状況」
 新たな取組：◆、前年から継続している取組：●

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
1	<p>学力向上「新すみだプラン」推進事業</p> <p>(1) ●区学習状況調査の実施 ①実施日：6月8日(火) ②対象者：区立全小・中学校 小学校2年生～中学校3年生 ③教科：国、算(小2・3) 国、社、算、理(小4～小5) 国、社、算(数)、理、英(小6～中3) ●学習内容の定着を図るための「ふりかえりシート」の効果的な活用について、授業と家庭学習を関連させた活用の仕方を各学校に周知 ●学校訪問を行い、授業での活用状況や家庭学習での取組について、聞き取りや指導の実施</p>	<p>■小・中学校ともに全国平均以上の観点数の割合が高く、学力は着実に定着している。 ①全国平均正答率以上の観点数の割合(令和3年度) 小学校 80.4% 中学校 86.0% ②「学力向上新3か年計画」の短期目標の達成状況(令和3年度) ア)D・E層(学力低位層)の割合に関する目標達成数(教科別) 小学校17教科のうち10教科 中学校15教科のうち10教科 イ)「全国学力・学習状況調査」における全国平均正答率との差 小学校第6学年 国語 +5.3 算数+4.8 中学校第3学年 国語 +1.4 数学+0.8 ウ)「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合 小学校第6学年 65.0% 中学校第3学年 67.6% エ)「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童・生徒の割合 小学校第6学年 14.7% 中学校第3学年 8.8% ■墨田区学習状況調査平均正答率一覧を各学校のホームページへ掲載する際に、希望する学校には教育委員会からのメッセージを同掲し、学校の取組を価値付けた。</p>	<p>すみだ教育研究所</p> <p>■課題のある教科について、長期休業期間等を活用し、プリント問題に取り組み等学習内容の定着を図る。 ■教育研究所ニュースを毎月発行し、教員の授業支援を行う。 ■上位層の児童・生徒の更なる学力の向上に資する学習支援を行う。</p>
2	<p>授業改善プラン推進事業</p> <p>(1) ●区立全小・中学校で、墨田区学習状況調査を活用したPDCAサイクルを実施 ①学力向上を図るための全体計画(学校)及び学力向上プラン(各教員)の作成(8～9月) ②計画に基づいた取組の実施(10月～) ③区学力調査結果による取組の効果検証(6月に調査を実施し、8月下旬に結果返却)</p>	<p>■学力向上プランに、数値目標(D・E層の人数等)を設定し、教員の学力向上意識を高め、授業力向上につなげた。 ■年2回「学習ふりかえり期間」を設定し、全小・中学校が学校ICTにデータベース化した「ふりかえりシート」等を活用するなど、組織的に取り組んだことにより、基礎・基本の定着が図れた。 ■「ふりかえりシート」の活用については、学習の流れを周知し、授業と家庭学習との関連を図りながら進めた。 ■学習することの大切さについて各学校の教室に掲示して、児童・生徒に具体的に伝えることができた。</p>	<p>すみだ教育研究所</p> <p>■個人学習プロフィールを活用して、D・E層への手だてを充実するように、好事例を各学校へ周知する。 ■学力向上ヒアリングの機会をとらえて、各学校の状況を把握し、課題に応じた対応策を学校と共有する。 ■校長のリーダーのもと組織的な取組を進めることで、調査結果を活用した学校マネジメントのPDCAサイクルを確立する。 ■学習支援ソフトの効果検証等、他課と連携し、学習意欲を高める工夫を図っていく。</p>

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
3	「学習意欲の向上」に関する共同研究		すみだ教育研究所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校から1校を実践校として指定し、学習意欲の向上に向けた取組を実施 ◆平成30年度に作成した、学習意欲測定結果の分析方法をまとめた解説書の配布及び解説動画を全校に配信 	<ul style="list-style-type: none"> ■実践校において、学習意欲向上に関する取組を実施し、「自ら学ぶ意欲を育てる」というテーマで研究を行い、モチベーションが学習の成果に大きな影響を与えることについて、教員の理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校の学力調査の結果及び課題について指導室と情報共有し、連携していく。 ■実践校では、解説書を基に学習意欲の向上につなげるよう改善を図っていく。 ■解説書を基に、学習意欲を高めるための効果的な指導方法等について、大学と連携をしながら教員に周知していく。
4	習熟度別指導		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校では、学級担任に加え、算数少人数の教員による算数の習熟度別指導を実施 ●中学校では、数学において習熟度別指導を実施し、英語では教科担任に加えた教員による英語の習熟度別指導や少人数指導の実施 ※児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導、下位層については、個別指導の視点も含めて効果的な指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づき、実施することができた。 ■習熟に応じた授業を展開することで、児童・生徒の学習状況に応じた指導が可能になり、つまずきに個別に対応した。 ■学力上位層については、発展的な学習を行うことが可能となり、双方とも意欲の向上がみられた。 ■教員同士が、本時のねらいや進捗状況等を確認する機会を設け、それについてクラス間で差がつかないように配慮することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づいた、指導を徹底していく。 ■各層の児童・生徒の学習状況に応じたきめ細かい指導、特に個別指導を重点的に実施していく。 ■サポート訪問や校内研修等の機会に、習熟度別指導の効果的な進め方について指導・助言していく。 ■タブレット端末を活用した、より個別に応じた効果的な指導の在り方について指導・助言をしていく。
5	教職員研修事業		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●職層、年次、分掌、課題等に応じた研修会を実施 162回(4月から3月まで 庶務課主催の研修会を含む) ◆新型コロナウイルス感染症対応として一部書面開催を実施 ●学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想の推進について、職層に応じて研修を実施 ●初任者研修の実施 ●研究授業や学校訪問での指導の際には、経験年数に応じた指導を実施 ●サポート訪問等、授業参観後には指導主事が教員に対して授業の良かった点や今後期待する内容等についての指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■初任者研修では、区内巡りを4月4日に実施し、墨田区への理解を深めた。 ■教務主任会において、「GIGAスクール構想の推進」をテーマに講義・演習を実施するなど、職層に応じた内容の研修を実施することができた。 ■研修会の満足度は9割以上。(研修後のアンケート調査による) ■臨時休業時や休業明け、学力の向上など、児童・生徒や教員の頑張りを認めたメッセージを教育委員会から発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■合同で開催する研修会の設定、研修会の精選、回数の減少等内容を改善していく。 ■令和4年度は、196回の研修実施を予定(庶務課主催の研修会を含む) ■校長会、副校長会等を活用して、研修会で学んだ内容を校内で共有するよう周知徹底する。 ■サポート訪問等を活用して、新しい学習指導要領の内容に基づいた授業力の向上に向けた指導・助言をしていく。 ■引き続き、教育委員会から機会を捉えて、児童・生徒、教員が学校生活の充実が図れるようなメッセージを発信していく。
6	特色ある学校づくり等研究推進補助事業		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●特色ある学校づくり推進校 幼稚園1園、小学校4校、中学校3校 1月23日に研究成果発表会を実施(オンラインでの実施が1校) ●研究協力校 ①1年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 誌上にて、成果を発表 ②2年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 各園・校が紙上の研究発表会を実施(11月から2月) ●墨田区教育研究奨励事業推進報告書を発行 250部 	<ul style="list-style-type: none"> ■特色ある学校づくり推進校及び研究協力校の研究では、新学習指導要領や都や区の施策・課題に対応した研究主題を基に、知見を深めることができた。 ■特色ある学校づくり推進校の成果発表会では、新しい生活様式に基づいて、校種を越えた幅広い研究成果を確認できるよう、リモートによる発表の場を工夫し、成果を還元できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な学校訪問による研究の進捗状況の把握及び指導・助言を行っていく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
7	ICTを活用した教育		庶務課・指導室・すみだ教育研究所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒へのオンライン授業の実施に向けてハード面・ソフト面での体制整備(機材の配布とマニュアルの整備) ◆子どもたちが安心して端末の利用ができるように、学校での端末チェックの仕組みを構築した。 ◆児童・生徒や教員のタブレット活用の段階に応じたセキュリティーやアプリ配信などについて柔軟な運用体制を構築 ◆授業での活用を見越した実践的な研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校でオンライン授業の対応を行っている。 ■いじめや著作権侵害など不適切な利用が行われないよう、チェックリストに基づいて学校で端末チェックが行われている。 ■セキュリティを担保しながら、授業の内容や指導の内容に合わせて、各学校で柔軟に運用している。 ■集合研修、オンライン研修の実施に加え、学校巡回支援員による実地研修も実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、各学校に対して、タブレット端末を活用した授業について指導・助言を行っていく。 ■各システムの効率的な活用を促進するとともに、業務改善を行い、教員の働き方改革を推進する。 ■研修や学校支援員の活用により、端末活用の底上げを図る。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ●学校訪問の際の、指導主事による教員用タブレット端末の活用状況についての授業観察及び指導・助言 ●児童・生徒用タブレット端末を授業をはじめとした教育活動全体で活用を図るための、資料配布、校内研修用プレゼンテーション資料の作成及び校内研修の実施 ●授業改善ロードマップに関して「ステップ0からステップ1へ」の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ■GIGAスクール構想に基づく、児童・生徒用タブレット端末の活用について、各学校に指導・助言を行うとともに、校内研修用プレゼンテーション資料や動画等を作成し、その趣旨と活用事例について周知することができた。 ■教員用タブレット端末、児童・生徒用タブレット端末を授業の中で活用することで、児童・生徒の学習内容の理解、定着につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、各学校に対して、タブレット端末を活用した授業について指導・助言を行っていく。 ■GIGAスクール授業研究員による、ジグソー学習の手法など、効果的な実践について研究開発を推進する。 ■「情報モラル教育指導モデルカリキュラム」や「SNS東京ノート」を活用した指導を教育課程に位置付け、情報モラル教育の充実を図る。
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での学習に資するコンテンツ集「レッツスタディ! @home」を区公式webサイトに掲載 <ul style="list-style-type: none"> ①学習用コンテンツの紹介 ②東京ベーシックドリルの掲載 ③主に区学習状況調査で課題とされた内容の動画配信等 ◆タブレットを活用したドリル教材の導入 <ul style="list-style-type: none"> 小学校(国語・算数・理科・社会) 中学校(国語・数学・理科・社会・英語) 	<ul style="list-style-type: none"> ■動画配信本数 108件 視聴回数 約22,300回(令和4年3月現在) ■タブレット端末の自宅への持ち帰りを実施しており、タブレットを活用した家庭学習に役立てることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ソフトウェア等の活用を通じて、ICTを活用した家庭学習の充実を進めていくとともに、教職員向けのコンテンツを整備・活用し、授業改善の一助としていく。
8	幼保小中一貫教育推進事業(連携型)		すみだ教育研究所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●「墨田区幼保小中一貫教育推進計画(平成30年度～令和4年度)」に基づき、全てのブロックで「学習指導」「生活指導」「就学・進学期を意識した取組」を実施 ●幼児対象の英語活動体験を全ブロックで実施(参加園:20園、参加園児:405名) ●幼保小中一貫教育連絡協議会の開催(各ブロックとも新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、前期に第1回・後期に第2回の協議会を開催した。) ●「幼保小中一貫教育フォーラム」の内容を各校・園に動画配信(配信期間:令和4年2月8日～3月4日 閲覧回数:736回) ◆すみだイングリッシュチャンネルの設置(14本の英語動画教材を公開) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各ブロックで英語に関する取組を実施することができた。【学習指導面】 ■幼児対象として英語活動体験を全ブロックで実施し、幼児の英語への興味につながる活動を行うことができた。【学習指導面】 ■英語活動体験が実施できなかった園に対しても、幼児～小学校低学年児童対象の英語動画を作成・配信し、英語にふれる機会を作ることができた。【学習指導面】 ■長期休業中に実施する生活リズムカードは、各ブロックに定着した。【生活指導面】 ■小学校生活紹介・中学校生活紹介については、動画やWebを使った方法により、感染状況に配慮し、全ブロックで実施することができた。【就学・進学期を意識した取組】 ■コロナ禍においても遠隔交流、作品交流等、工夫して積極的に取り組んだ。【交流面】 	<ul style="list-style-type: none"> ■これまでの取組の好事例を全ブロックで実施できるよう、周知方法の工夫を図っていく。 ■教科連携や生活指導面での情報の共有、円滑な就学・進学を図れるよう学校等と教育委員会事務局の連携を密にし、効果的な取組の推進を図っていく。 ■集団保育の経験の有無等に関わらず、個別配慮をしつつ、円滑な就学に繋げていく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
9	幼児教育の充実		学務課・指導室
(1)	●幼児教育無償化に伴い、入園料も廃止	■令和元年10月1日に条例及び規則を改正し、区立幼稚園の保育料の無償化及び入園料を廃止したことにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。	■幼児教育無償化後の区民ニーズを的確に把握し、区の幼児教育を更に充実させていく。
(2)	●幼稚園教育研修会において、これからの幼稚園教育における特別支援教育の理解を深めるため、講師を招聘した講義、演習の実施 ●各園で、身体活動を取り入れた英語教育の実施 ●絵本やカード、CD等の教材を活用した取組の実施	■英語体験活動を外国人講師等を招聘して行うことで、指導の充実を図ることができた。 ■多国籍化する園環境を活用し、外国語に親しみのある保護者を講師役として親子で外国語に親しむ機会を図ることができた。	■幼児教育の充実につながる研修会を実施する。 ■「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目」に関する保育について、サポート訪問や研究奨励に係る保育参観で指導助言していく。 ■非認知的能力を伸ばすため、教員の支援方法や環境の充実を図る。
(3)	●区立幼稚園のあり方について検討した結果、「曳舟幼稚園」を廃止することを保護者に説明	■保護者会等において、令和4年度、同園は一学級運営になること等について説明し、一定の理解を得ることができた。	■同園の教育の充実及び令和4年度末の廃園に向け、関係部署と連携して準備を進めていく。
10	すみだチャレンジ教室		すみだ教育研究所
(1)	●夏休みチャレンジ教室 放課後チャレンジ教室を充実させ、効果的な運用を図るため、令和2年度をもって廃止	■夏休みチャレンジ教室の廃止に伴い、放課後チャレンジ教室の実施校を3校増やし、各学校のニーズに合った方法でチャレンジ教室を実施することができた。	■より効果的な実施方法を検討し、学習習慣の確立を図る。
(2)	●放課後チャレンジ教室 教育委員会が指定した学校において、全9回の日程で小学校は算数、中学校は数学・英語の個別指導を実施(参加者:各校12名) ・秋期(10月～12月) 小学校4校、中学校1校 ・冬期(1月～3月) 小学校3校、中学校1校 ●各校で受講後の学習状況を把握し、その後の学習支援に活用	■参加した児童・生徒(9校106名)を対象に、事前テスト及び事後テストを実施した結果、93%の児童・生徒に、学習状況の改善が見られた。	■事前に実施校・事業者の間で打合せを行い、学校のニーズに合った方法で、チャレンジ教室を実施する。 ■参加児童・生徒個々の学習の成果や今後の課題について学校と連携を図り、学級担任から児童・生徒へ継続して声掛け等を行うことにより、長期的な学習習慣の確立を図る。 ■各校で受講後の児童・生徒個々の学力の伸びを把握するとともに、SST(すみだスクールサポートティーチャー)を活用した放課後学習などでフォローアップを行っていく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組																								
11	学校図書館の充実 (1) ●図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ①区内全小・中学校が参加 ②調べる学習コンクールの個別相談会(区立図書館3館) ●学校図書館の活用 ①授業での活用 ②読書旬(週)間時のイベント開催 ③本の展示方法改善、掲示物の充実等、環境整備の推進 ④学校図書館担当教諭研修会の実施 ●小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の活用推進 小学校週3日:25校 中学校週2日:10校 (小・中学校ともに1日5時間) ●学校図書館の蔵書の充実 ●学校司書アンケートの実施 ※学校司書意見交換会の代替として実施 ●学校図書館読み聞かせボランティア向けリーフレットの配布 ※学校図書館読み聞かせボランティア養成講座の代替事業として実施 ●学校間で情報を共有できるよう、共通フォルダを学校図書館設置端末内に整備 ●寄贈本の受入基準についての検討(寄贈基準の確認等)	■調べる学習コンクールの令和2年度における参加者は4733名(令和2年度は3278名)、参加出品数は4733点である。その中の71点を全国コンクールに出品し、優秀な成績を収めた。 ■71作品の内訳は、文部科学大臣賞2名、優秀賞14名(令和2年度13名)、奨励賞16名(令和2年度17名)、佳作39名(令和2年度36名)である。 ■学校司書が、学校図書館の書架整理や選書等に関する助言を行い、児童・生徒が利用しやすい環境整備を行った。 ■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>39.1冊</td> <td>2.7冊</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>45.2冊</td> <td>2.8冊</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>52.1冊</td> <td>3.1冊</td> </tr> </tbody> </table> ■学校司書意見交換会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施せず、代替として各司書に対して学校図書館に関するアンケートを実施し、各司書に結果をフィードバックした。 ■学校図書館における蔵書資料数 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>265,079冊</td> <td>111,282冊</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>265,114冊</td> <td>116,566冊</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>269,171冊</td> <td>121,196冊</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	元年度	39.1冊	2.7冊	2年度	45.2冊	2.8冊	3年度	52.1冊	3.1冊		小学校	中学校	元年度	265,079冊	111,282冊	2年度	265,114冊	116,566冊	3年度	269,171冊	121,196冊	指導室・ひきふね図書館 ■図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ■調べる学習コンクールの個別相談会(一部オンラインの場合も有)の実施 ■中学校の出展数を増やすため、研修会等での周知 ■掲示物や図書コーナーなど、各校の実践例に関する共有フォルダ等での画像データ共有 ■授業における学校図書館の効果的な活用や、区立図書館とも連携した取組についての研修会の実施 ■児童・生徒が図書館の資料から情報を得て、分かったことを説明したり、考えたりしたことを報告する活動についての研修会の実施 ■学校司書を学校図書館に派遣し、専門性を生かした支援や学校図書館の適切な利用方法についての周知・徹底 ■寄贈本の受入基準の策定 ■放課後の学校図書館利用についての周知 ■学校図書館読み聞かせボランティア講座の実施 ■学校図書館の蔵書の充実
	小学校	中学校																									
元年度	39.1冊	2.7冊																									
2年度	45.2冊	2.8冊																									
3年度	52.1冊	3.1冊																									
	小学校	中学校																									
元年度	265,079冊	111,282冊																									
2年度	265,114冊	116,566冊																									
3年度	269,171冊	121,196冊																									

令和3年度の事業の実施状況		成果	令和4年度以降の取組																																																		
12	学校と図書館の連携強化 (1) ●学校図書館担当教諭研修会を4月と10月の2回、図書館の理解と連携をテーマに実施 ●調べる学習コンクール個別相談会の開催 ●図書館からの学校を対象とした団体貸し出しを実施 ●小学校向けの団体貸出セット(学級文庫用 1セット50冊)を99セットから123セットに増加 ●小学校を対象に「SDGs」関連資料、中学校を対象に「SDGs」関連資料及び学習参考書を購入した。(令和4年度5月から団体貸出資料として運用) ●学校図書館読み聞かせボランティア向けリーフレットの配布 ※学校図書館読み聞かせボランティア養成講座の代替事業として実施 ●図書館職員出張授業(小学校2年生生活科、2校、計3クラス) ※図書館見学の代替事業として実施 ●ブックリスト配布(「ほんはともだち」、「なつやすみほんはともだち」、「としょかんへいこう」) ●中学生高校生のための「POPコンテスト」の入賞作品等を各図書室に掲示(応募数 1,416点) ●ティーンズ情報誌「10代のための本棚」配布(中学生全学年に年4回発行) ●子ども図書館員チャレンジ講座の実施 ※自宅に持ち帰り個人で行う形式により実施 ●中学校図書館での学校連携予約・貸出(4校167冊)	■図書館からの団体貸出を行うことで、読書活動や調べ学習の推進につながった。 ■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数 <table border="1" data-bbox="853 215 1178 368"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>39.1冊</td> <td>2.7冊</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>45.2冊</td> <td>2.8冊</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>52.1冊</td> <td>3.1冊</td> </tr> </tbody> </table> ■0歳から15歳における図書館・図書室の利用者数 <table border="1" data-bbox="853 448 1379 608"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">登録者数</th> <th colspan="2">貸出者数</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>前年度比</th> <th>人数</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>14,254人</td> <td>-</td> <td>72,382人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>13,626人</td> <td>95.6%</td> <td>63,695人</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>13,574人</td> <td>99.6%</td> <td>90,193人</td> <td>141.6%</td> </tr> </tbody> </table> ■0歳から15歳における図書館・図書室の貸出図書数 <table border="1" data-bbox="853 715 1263 911"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">貸出図書数</th> </tr> <tr> <th>冊数</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td> <td>241,756冊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>208,936冊</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>290,524冊</td> <td>139.0%</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	元年度	39.1冊	2.7冊	2年度	45.2冊	2.8冊	3年度	52.1冊	3.1冊		登録者数		貸出者数		人数	前年度比	人数	前年度比	元年度	14,254人	-	72,382人	-	2年度	13,626人	95.6%	63,695人	88.0%	3年度	13,574人	99.6%	90,193人	141.6%		貸出図書数		冊数	前年度比	元年度	241,756冊		2年度	208,936冊	86.4%	3年度	290,524冊	139.0%	指導室・ひきふね図書館 ■区立図書館から学校司書の配置等の運営支援を行い、児童・生徒への読書活動の推進や、教科学習の支援に努める。 [小学校]委託業者スタッフによる支援 週3日(5時間/1日) [中学校]ひきふね図書館員による支援 週2日(5時間/1日) ■児童・生徒の図書館見学や職場体験の受入れ、職員による出張授業を行い、図書館への理解を深める。 ■ブックリスト等を配布し、図書館の利用促進につなげる。 ■図書館から学校への「団体貸出」を行い、子どもたちが多くの図書に接する機会を増やす。 ■学校の実態に則して資料支援を行えるよう、教員に対して図書に関するアンケートを実施する。 ■学校図書館の授業での活用を促進するため、参考図書リストの提供や、レファレンスを充実させる。 ■区立図書館において、学校図書館読み聞かせボランティア講座等を実施し、その育成に努める。 ■調べる学習における学校・地域との連携を強化し、学校・図書館の共同授業、地域にある施設との共同企画等を通じて、子どもたちの知的関心を高める。 ■学校司書意見交換会を再開する。
	小学校	中学校																																																			
元年度	39.1冊	2.7冊																																																			
2年度	45.2冊	2.8冊																																																			
3年度	52.1冊	3.1冊																																																			
	登録者数		貸出者数																																																		
	人数	前年度比	人数	前年度比																																																	
元年度	14,254人	-	72,382人	-																																																	
2年度	13,626人	95.6%	63,695人	88.0%																																																	
3年度	13,574人	99.6%	90,193人	141.6%																																																	
	貸出図書数																																																				
	冊数	前年度比																																																			
元年度	241,756冊																																																				
2年度	208,936冊	86.4%																																																			
3年度	290,524冊	139.0%																																																			

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
13	校務改善		庶務課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●校務支援システムを活用した校務の情報化の推進 ◆保健機能の改善(健診結果入力画面における操作性の向上) ◆新システムの導入にあたっての、不具合等の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ■教員同士の情報共有が可能になったほか、児童・生徒のデータを保健・成績等多くの場面で活用できるようになり、効率化を図ることができた。 ■新校務システムの導入により、新たに学力調査との連携による指導強化、児童・生徒の心理面での可視化によるきめ細かなサポートが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■新校務支援システムの円滑な運用のため、必要に応じて適宜カスタマイズ等を行う。
14	学校(園)における第三者評価の実施		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園2園、小学校6校、中学校3校(計11校園)に対する第三者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■対象校の自己評価結果や学校経営計画の中間評価、授業視察、ヒアリング等を通して総合的に評価を行った。評価結果は、次年度の学校運営の改善に生かせるよう1月下旬に通知した。評価に関する校長所見を作成することにより、評価を受けての改善策が明確になり、学校経営に生かすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■令和4年度は、幼稚園1園、小学校6校、中学校2校で第三者評価を実施する。 ■1月上旬に評価結果を各学校に通知する。各評価結果を受けて次年度の学校運営、教育課程に反映し、改善を図っていくよう助言する。また、職員会議等で教職員に周知し、共通理解を図るとともに、学校全体として改善への意識が高まるよう指導する。
② グローバル化に対応した教育の推進			
15	小学校英語の教科化への対応		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●外国語教育研修会の実施 年7回(4・5・6・8・9・11・1月) ●区立小・中学校の授業参観を通じた授業力向上のための研修を実施(2回) ●研修会で、英語教育における小中接続についての講義を実施 ●各校の外国語教育担当教員が、研修で学んだことを生かした、校内研修での共有化 ●東京都教育委員会が補助連携して民間が運営する、オールイングリッシュの「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)にて、英語によるコミュニケーションを推進する研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校長(元英語科教員)によるオンデマンドの研修を通して、小学校教員における中学校への円滑な接続についての意識が高められた。 ■外国語担当教員へ年間を通じたミニ研修を依頼し、全教職員への外国語活動、外国語科の学校全体で、今後の進め方について共通理解を図ることができた。 ■英語でのコミュニケーションの良さを体感することで、英語によるコミュニケーション活動を学習に積極的に取り入れようとする意識が高められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語活動研修会等で、中学校との連携に係る内容を取り入れいく。 ■学校訪問時に、指導主事による児童の発達の段階に応じた「読む」、「話す」、「聞く」、「書く」の定着のための指導・助言を行っていく。 ■教員の発話技能を補うものとして、音声教材や国のインターネット配信による動画等の紹介及び活用を推奨していく。 ■外国語活動研修会等で、タブレット端末を活用した実践事例を紹介し、授業での活用を推奨していく。
16	NT(ネイティブティーチャー)による効果的な授業の展開		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校中学年のNTの年間配置時間数を20時間に設定 ●小学校高学年へのNT配置を37時間実施 ●「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)の事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル教科書とNTの活用を通して、児童・生徒が英語に触れる機会が増え、「書く」活動についても、NTを活用した添削などの学習展開を取り入れることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■NTの派遣会社と連携しながら、NTの活用授業事例や視聴覚教材を研修会等で紹介し、より効果的な連携方法を検討していく。 ■学級担任が指導の中心となりながら、NTを活用した「話す」「聞く」の学習と「読む」、「書く」の学習を効果的に組み合わせ、全観点での学力向上を推進していく。 ■全中学2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施する。また事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場を設定していく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
17	中学生海外派遣		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症対策のため、実施場所を海外から国内に変更 ●事前研修7回実施(国内英語体験学習に向けた英会話練習や現地スタッフに墨田区の伝統・文化を伝えるプレゼンテーション) ◆国内英語学習体験(8月25日から8月29日まで) ●事後研修4回実施(報告書・報告会に向けての準備) ●全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)での体験学習の計画・実施 ◆国内英語学習体験報告会の実施(ユートリヤ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■国内英語体験学習に参加し、積極的にNTとコミュニケーションをとる姿や、英語検定試験に合格するなど、生徒の英語に対する意識が向上した。 ■全学校で文化祭や朝会等の機会を通じて、国内英語体験の成果について、各学校で発表する機会を設けることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後も中学生の国際感覚を養うことを目的にした、計画的な中学生海外派遣を実施していく。 ■国内英語体験の成果を全校に発信できるようにする。 ■他課とも連携しながら、派遣後のボランティア活動への登録を推進していく。 ■全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施していく。 ■国内英語体験学習の成果発表会をリバーサイドホールで開催し、日本・墨田の文化について英語で発表できるようにする。
③ 特別支援教育の充実			
18	特別支援教育推進事業		学務課・指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科医による固定学級(知的障害)での療育相談を実施(設置校各校1回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■医師が、教員からの相談等について助言をすることで、個別の指導や保護者との対応などに生かすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き精神科医を派遣し、専門的観点から助言を受け指導に生かす。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育に関する研修会の実施 特別支援教室新規採用研修会 5回 巡回指導教員研修会 1回 特別支援教室専門員研修会 2回 特別支援教育研修会(特別支援学級) 1回 特別支援教育研修会(通常学級) 1回 特別支援コーディネーター研修会 1回 多層指導モデルMIM研修会 2回 ●特別支援教育に係る巡回相談の実施 5園33校で実施(年62回) ●特別支援教育検討委員会の開催 年3回(6・9・3月は新型コロナ対策のため)全て中止 ●特別支援教室ブロック別情報交換会の開催(4月、12月) ●特別支援教室拠点校長会の開催(4月、7月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育に関する資料を送付したり、特別支援教室、特別支援学級、通常学級等、対象別で研修会を開催するなど、特別支援教育についての理解を深めた。 ■巡回相談での専門家による助言・指導を受け、特別支援を要する幼児・児童・生徒への対応について、理解を深めた。 ■ブロック別情報交換会、拠点校長会の開催を通して情報を共有し、特別支援教室の課題を明らかにして、次年度に向けた対応策を施すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■研修会後のアンケート等を活用し、学校現場のニーズに基づいた研修会を実施していく。 ■巡回相談について各校最低1回の実施を義務付け、全園・全校での具体的な指導を通じた教員の意識改善を行っていく。 ■各職層に対応した研修会で、特別支援教育の推進について理解を深める。
19	特別支援教室の整備		学務課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●区立小・中学校全校で巡回指導を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■全小・中学校で巡回指導が始まり、在籍校と巡回教員の連携が取りやすくなったことにより、在籍学級での必要な配慮の検討などが容易になった。 ■東京都のガイドラインに沿って書類の作成方法などについてまとめた資料を全小・中学校に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都が作成した「特別支援教室の運営ガイドライン」を活用し、入退室や指導に生かすとともに、特別支援教室の更なる充実を目指す。

④ 体験学習を通じた教育の推進			
	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
20	リーダー育成事業		地域教育支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●サブ・リーダー講習会 中止(前年度中止) ●ジュニア・リーダー研修会(年間9回) ジュニア・リーダー研修生:73名(前年度研修生:77名) ●子ども会活動やその他各種少年団体でのグループ活動へのジュニア・リーダー派遣:中止(前年度中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ジュニア・リーダー研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更・縮小して実施した。 ■サブ・リーダー講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■より効果的な内容に見直すとともに、PR方法や実施方法を工夫する。
⑤ いじめの防止			
21	人権教育の推進		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育推進委員会の開催 年4回(6・8・11・1月) ※人権尊重教育推進校校長・研究推進担当・事務局で組織 ※5月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ●人権教育推進連絡協議会の開催 年3回(6・9・11月) <ul style="list-style-type: none"> ①人権課題「性自認」 参加56名 ②人権課題「子供」 参加43名 ③人権課題「同和問題」参加37名 ●東京都教育委員会人権尊重教育推進校の指定 3校(八広小、梅若小、吾二中) ◆新型コロナウイルス感染症対策として、動画配信による合同実践報告会の実施(3月) ●人権教育実践事例集の発行(3月) 300部 ●「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全学年で実施 ●「外国人幼児・児童・生徒に関わる指導について」のリーフレットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■全学校(園)において、地域の状況や子どもの実態に応じた人権教育を推進するため、人権教育推進委員会を中心に人権教育推進上の課題解決に向けた認識の共有化が図れた。 ■全学校(園)各1名の人権教育担当を中心に、人権課題に関わる講演や協議を行うとともに、講師による講演や現地視察など、様々な形で推進することで人権課題への理解が深まった。 ■人権教育に関する授業実践を行い、本区の人権教育の一層の推進に貢献した。人権尊重教育推進校3校の実践をまとめた事例集の発行及び動画を配信し、実践の普及に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■人権教育推進連絡協議会では、引き続き様々な人権課題、特に今日的な課題について取り上げていくとともに、人権一般についての理解や実施形態の工夫等、理解を深めていくための研修等を実施する。 ■サポート訪問時に、教職員に対して人権教育に関する研修を実施する。 ■1年次研修で、人権教育に関する研修を実施する。 ■人権尊重教育推進校3校の取組事例を各学校(園)に周知するための、合同実践報告会を実施する。 ■「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全小・中学校で年3回実施する。 ■人権教育推進連絡協議会で「インターネットによる人権侵害」に関する研修を行い、正しい理解及び啓発に努める。 ■保護者会等の機会を通して、人権に関する意識啓発を行う。
22	道徳の教科化への対応		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●授業、「評価」の具体的な事例等、実践的な内容についての教員研修の実施 ●1年次研修会で、道徳教育のあり方と道徳科についての研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■道徳教育を推進するに当たり、各校での課題や実践例を提出させ、それに基づいた講師資料を配布したことで、各校での取組を共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各校における道徳の授業の充実に向けた組織的な取組に関する研修を実施していく。 ■道徳授業地区公開講座を実施し、学校・保護者・地域と連携した道徳教育を推進していく。 ■タブレット端末等を活用した道徳の授業について、実施できるようなモデルを示す。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
23	いじめの問題への対応		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校による情報共有や専門家を講師に招聘するなど、いじめ対策担当者連絡会を開催(年3回) ●全小・中学校、児童・生徒対象のアンケート調査を年3回実施 ●いじめに関する授業の実施と報告書の提出(年3回) ●4月に教職員に「いじめから子どもたちを守るために」のリーフレットを配布し、各学校で指導 ●指導主事が学校訪問した際に、いじめの様子を聞き取り、状況を把握 ●スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接の実施 ●年度末に小学校第6学年担任から、中学校へ進学する児童の資料を作成し、引継ぎを実施 ●毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」とし、学校が保護者や地域住民と連携した、いじめ未然防止への取組実施 ◆SNSいじめ相談窓口「STOPit」の情報収集と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめの認知件数は小学校では67件、中学校は8件であり、軽微ないじめも認識して対応した。 ■いじめの重大事態発生は、0件である。 ■友達とのつながりや不登校に関わる状況等を含め、中学校進学後の学習指導や生活指導上に必要な情報について、小中学校の教員が連携し、引き継ぐ機会を設けた。 ■SNSいじめ相談窓口等の利活用により、早期発見・早期対応を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルの周知及び内容の理解を促進し、徹底していく。 ■いじめ対応のフローチャート、i-check等を活用した分析や個人指導、組織的な対応を行っていく。 ■研修会等で教師の対応力向上を図り、いじめの認知に関する考え方を周知徹底していく。 ■いじめアンケートを実施する。 ■各学校で、いじめ防止に関する授業を年3回実施するとともに、いじめ防止授業や地域公開講座の際に、保護者、地域の方を交えた協議会等を行う。 ■スクールカウンセラーによる、小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接を実施する。 ■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と相談しながら、関係諸機関との連携を強化していく。 ■コロナ禍に係る児童生徒の状況を毎月の報告書等で把握するとともに、いじめや不登校の状況について、学校訪問や連絡会等で十分な情報交換や指導・助言を行う。 ■WEB健康観察システムによる早期発見・早期対応を行う。 ■SNS相談窓口「STAND BY」(旧stop it)の情報の収集と情報共有により、いじめの未然防止、早期発見・対応を行う。
24	SNS等の適切な使い方の啓発		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●「SNS学校ルール」、「SNS家庭ルール」の見直しを周知 ●情報モラル教育について、「SNS東京ノート」を活用し、道徳や特別活動の授業の中で実施 ●生活指導主任研修会、いじめ対策担当者連絡会等での、情報モラル教育に関する教員研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■「SNS東京ノート」を活用することで、情報モラル教育を各学校で推進することができた。 ■地域の警察署と連携し、セーフティ教室の一環として、SNSの利便性と危険性についての講演や出前授業を行うことで、児童・生徒の情報モラルの意識を高めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育を更に推進していく。 ■生活指導主任研修会、いじめ対策担当者連絡会等での、情報モラル教育に関する教員研修を実施する。 ■地域・家庭、近隣の高等学校等と連携した情報モラル教育を推進していく。 ■情報モラル指導モデルカリキュラムを年3回以上実施する。

⑥ 学校不適應の解消			
	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
25	不登校問題への対応		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の巡回支援員と指導主事で小・中学校を訪問し、状況の把握と早期対応への指導・助言 ● 校内スモールステップ学級(校内学習適応教室)での支援 ● 不登校対策担当者連絡会を年3回開催し、不登校の現状や区の施策について共通認識を図り、小中学校の担当者で情報を共有 ● サポート学級、ステップ学級での学校復帰を目指した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校の巡回支援員と指導主事が小・中学校を訪問し、指導・助言したことで、学校の組織的な対応が普及した。 ■ 不登校対策連絡会の開催により、不登校についての理解が深まった。 ■ 校内スモールステップ学級での支援によって、教室に入れない生徒の学習を保障し、段階的な教室復帰に向けた支援を行うことができた。 ■ サポート学級、ステップ学級での支援によって生活改善、学校復帰、進学決定につなげることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校の兆候・サインを見逃すことがないよう、不登校傾向のチェックリストを作成して各校に配布し、活用を促す。 ■ 引き続き、年3回の不登校対策担当者連絡会で、本区の不登校の現状や、学校ごとに実施している不登校対策の工夫や成果について情報共有の場を設定し、各校の取組を充実させる。 ■ 不登校の巡回支援員と指導主事による小・中学校訪問を継続し、各校の取組の実態を把握し、適切に指導・助言していく。 ■ 年6回の生活指導主任連絡会で、具体的な不登校児童・生徒の情報について共有する場を設定する。 ■ 学校運営連絡協議会で、あいさつ運動や子どもの見守りなど、PTAや地域と連携した活動を学校に促していく。 ■ 毎月のいじめ不登校に係る個票提出によって、各校の欠席状況を把握する。また、とりまとめたデータを校長会で配布し、月ごとの長期欠席児童・生徒数の推移を共有し、不登校対策の意識を高める。 ■ すみだスクールサポートセンターなどの関係機関と、引き続き連携していく。 ■ 4校に拡充した校内スモールステップ学級(校内学習適応教室)の成果と課題について情報収集する。 ■ 担当が問題を一人で抱えることのないように、校内委員会を中心に、不登校対策担当者やスクールカウンセラーなど、様々な立場から不登校に対応するよう、連絡会等で周知する。 ■ WEB健康観察システムによる早期発見・早期対応を行う。
26	帰国・外国人児童・生徒への対応		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰国・外国人児童を対象とした通訳派遣の実施 ● 梅若小学校日本語通級指導教室や、すみだ国際学習センターでの日本語指導の実施 ● 外国人児童・生徒等支援連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 79人の児童生徒に対して通訳を派遣した。 ■ 通訳派遣だけではなく、児童の日本語力の定着を図るためのシートを作成し、中学校への引き継ぎ資料の参考とすることができた。 ■ 日本語通級指導教室や、すみだ国際学習センターに通っている期間は、在籍校と連携を図り、児童・生徒の実態を連絡ノートで共有できた。すみだ国際学習センターの指導員が年間3回以上学校訪問したことにより、当該生徒の学習定着度や終室に向けた協議をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な言語に対応する通訳者獲得のため、ホームページ等での募集を行う。 ■ 外国人児童・生徒指導担当者研修会で「外国人児童・生徒等受入れの手引き」を活用し、学級担任や担当者の役割を明確にしていく。 ■ 外国人児童・生徒等支援連絡会を開催する。 ■ ICTを活用した日本語指導についての実践事例を共有していく。
27	教育相談推進事業		すみだ教育研究所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各小・中学校、子育て支援総合センター、各保健センター等の関係機関と連携しながら、児童・生徒等の教育上の悩みの解決に向けた相談業務を実施 ● 登録件数：191件（前年度175件） 内訳：繰越登録件数106件 3年度登録件数85件 ● 電話相談件数：154件（前年度112件） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら、解決等の相談終結に一定程度結びつけることができた。 ■ 対面相談の一部を電話相談に切り替えることで、新型コロナウイルスの感染予防を図りながら、相談業務を継続して実施することができた。 ■ 終結件数：77件（前年度69件） ■ 終結率：40.3%（前年度39.4%） ■ 4年度繰越件数：114件 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関と連携しながら、より効率的・効果的に相談業務を実施し、悩みを抱える児童・生徒等に対応していく。 ■ ケース内容に応じて、包括的支援体制整備事業の関連部署と連携していく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
28	スクールサポートセンター (1) ●スクールカウンセラーを全小・中学校に配置 〈区費SC〉小学校21校 中学校10校(年280時間) 〈都費SC〉小学校25校 中学校10校(年35日) ●スクールソーシャルワーカー3名配置 ●不登校となっている児童・生徒の自立支援のための居場所として、サポート学級や、学習活動等の適応指導のためのステップ学級を設置し、当該児童・生徒への個別指導の実施 ・サポート学級入級者 39名 ・ステップ学級入級者 33名	■学校規模に応じてスクールカウンセラーを配置したことにより、児童・生徒や保護者が気軽に相談室を訪れ、適時適切に相談活動を行うことができた。 ■スクールソーシャルワーカーが支援・対応した児童・生徒数(109人) ■学校や関係機関とのつながりが薄い児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等を行い、関係機関につなげることができるなど、好転した事例が見られた。 ■サポート学級・ステップ学級の通級児童・生徒の学校復帰(進学の設定を含む) ・サポート学級 18名 ・ステップ学級 23名	指導室 ■令和4年度、スクールソーシャルワーカーは時間数換算で0.6人分増加した。対応件数への支援充実のため、さらに時間数を増やしていく。 ■スクールカウンセラー連絡会等による各学校の教育相談体制の充実を図る。 ■課題のある児童・生徒に対して、関係機関と連携し、よりきめ細かく対応していく。 ■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携を強化していく。 ■サポート学級、ステップ学級との連絡会を行い、支援状況について共有する。 ■不登校対策支援員と指導主事による学校訪問時には、不登校の未然防止、初期対応、自立支援に向けた指導・助言をしていく。 ■不登校対策連絡会において、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の活用に係る学校の対応計画を作成するとともに、情報共有の場を設定し、各校の取組を充実していく。
⑦ 体力の向上			
29	体力向上推進事業 (1) ●小・中学校の全児童・生徒に体力テストを実施(区としての全体の体力の傾向の把握) ●目標値(令和3年度) (小5)男子57.0、女子59.0 (中2)男子45.0、女子52.0 ●結果(令和3年度) (小5)男子54.7、女子57.6 (中2)男子42.5、女子48.4 ◆新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた体育授業、外遊びの実施	■各学校において、体力テストの結果分析等を踏まえ、体力向上に向けた体育授業の充実、日常的に取り組める体力向上策の見直し、改善等を行った。 ■新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、運動量をできるだけ確保した体育授業、外遊びを各学校の実態に応じて実施し、体力向上を図った。	指導室 ■体力テストの結果を基に、学校の体力の課題に応じた特色ある取組「一校一取組」に加えて、小学校においては「一学級一実践」の取組を継続的に実施し、その成果を11月に検証し、実態を把握していく。 ■体力アップキャンペーンを実施し、各学校での運動の取組の活性化につなげる。
30	食育推進事業 (1) ●日本の伝統や文化、季節感、地域社会、地球環境及び異文化への理解を促進させるとともに、食事面からの体力向上及び作法の習得に向けた取組に対する支援を実施 ①食育推進交付金 小・中全校で実施 1人3食相当を交付 ②ふれあい給食 新型コロナウイルス感染症対策のため未実施 ●家庭でも食についての理解を深めてもらうために、学校給食で人気のメニューを実際に調理する「親子料理教室」を夏休みに2回開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施 ●ふだん給食等で食べている食材の生産・加工の工場を見学し、食を大切にすることを育てるために「食育学習見学会」を夏休みに1回実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施	■食文化や伝統について理解を深めてもらうことができた。 ■夏休みの行事は、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施	学務課 ■事業展開により、食育の一層の推進を図る。 ■新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、食育に関する事業を推進していく。

(2) 家庭・地域にかかる施策			
① 家庭・地域の教育力の向上			
	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
31	家庭と地域の教育力充実事業		地域教育支援課
(1)	●保育園・幼稚園の保護者会・小学校PTA等が、家庭教育学級補助金交付を受け家庭教育学級を開催 家庭教育学級補助金交付:8団体・522人 【前年度】4団体・406人	■新型コロナウイルス感染症の影響により、例年よりも件数は減少しているが、前年度よりは件数が増加しており、家庭教育学級の開催により地域の自主的な子育て学習に寄与した。	■新規団体が積極的に申請できるよう、引き続き、区報・ホームページ等の媒体による周知や、保育園・幼稚園、小・中学校PTA等への周知を積極的に行うことで、申請団体の増加を図る。
(2)	●幼稚園、保育園と連携した、園の保護者や地域の一般区民を対象とする、子どもの生活習慣改善や学習習慣の修得を目的とした講座は、新型コロナウイルス感染症対策のため前年度に続き中止 【前々年度】7回実施・参加者177名(幼稚園1園46名、保育園4園85名、認定こども園2園46名)	■新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。	■参加者を増やすため、保護者や地域のニーズに応えられるテーマの新設に向け、学校支援ネットワーク事業の協力団体の人材活用を検討する等講師の充実を図り、生活力・学力向上に資する講座を展開するとともに、開催方法についても検討する。
(3)	◆親子で協力する実験を行うなど、学校外での学びの場や親子交流の機会を提供するため、身の回りにある様々な科学をテーマに、親子参加型のワークショップをオンラインで開催 親子で楽しむSTEM教室(オンライン):2回実施 参加者74名(保護者37名、子ども37名) 【前年度】:2回実施 参加者66名(保護者33名、子ども33名)	■新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン(Zoom)により親子で楽しむSTEM教室を開催した。親子で創意工夫・意見交換することにより、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、学ぶ力をつけることの動機づけに寄与した。	■開催時期・時間・方法等を含め、親子で参加・受講しやすい講座内容の企画を充実させていく。
(4)	●子育てに関する情報等を掲載した「子育て通信」を季刊(3回(例年4回))で発行し、幼稚園、小学校1～3年の保護者へ配布、及び区ホームページ、「すみだ子育てアプリ」への掲載	■令和2年度から、「すみだ子育てアプリ」で子育て通信を配信することにより、保護者等への情報提供ツールの拡充を図ることができた。	■引き続き、家庭教育支援に関する情報を提供し、家庭教育の意識啓発を継続していく。
(5)	●青少年育成委員、青少年委員及びPTAなど地域の指導者を中心に、地域における指導力・相談力向上と家庭教育の重要性等をテーマとした地域育成者講演会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止 【前年度】1回実施、参加者数68名 「コロナ渦における地域育成者が知るべき留意点」	■新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。	■引き続き、青少年育成委員等の地域指導者と連携をし、講演会等を通じて地域の指導力・相談力の向上を図る。
32	小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行		すみだ教育研究所
(1)	●対象者(区内の幼稚園・保育園等に通う5歳児とその保護者)及び学校に、家庭教育啓発の冊子(小学校すたーとブック)及び別冊資料「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を合わせて配布	■「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」に合わせた内容で、入学期の園児・保護者が一緒に学べる内容とした。また、小学校での生活や、家庭での準備について、わかりやすく伝える教材として配布することができた。	■幼稚園や保育園等、小学校と連携しながら、家庭でのより一層の活用を図っていく。 ■「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を5歳児の保護者により明確に伝えるために、内容を工夫していく。
(2)	●対象者(区立小学校に通う6年生)及び学校に、進学準備冊子(中学校入学プレブック)を配布	■新入生が中学校入学後に提出することで、新入生は確実に問題に取り組むことができるとともに、中学校では新入生がどのような目標を持っているかを理解することができた。	■中学校長等と連携し、本冊子の内容を工夫していく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
33	PTA活動支援事業		地域教育支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 連合PTAに対する補助金の交付、連合PTAが主催する研修大会等への支援 墨田区立小学校PTA協議会研修大会 「ダメでいい！ダメがいい！」 ～ありのままを認めれば、子ども達は自ら最高に輝く～ 参加者：395名(会場 213名、動画視聴 182名) (前年度：動画視聴 410名) 墨田区立中学校PTA連合会研修大会 「大学入試制度改革から考える、子どもたちが身につけてほしい力」 ～家庭・学校・地域はいま何をするべきか～ 参加者：490名(会場 200名、動画視聴 290名) (前年度：動画視聴 800名) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金の交付や研修大会等への支援を行うことで、PTA活動の円滑な運営と、その充実を図った。 ■ 研修大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限して開催し、合わせて録画した動画を期間限定でオンライン配信した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連合PTAに対する活動支援を継続する。また、連合PTAと連携し、研修大会等の参加者増に向けた取組について検討する。
② 学校と地域との協働			
34	すみだスクールサポートティーチャー活用事業		すみだ教育研究所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● すみだスクールサポートティーチャー(人材登録) ● 学力向上支援サポーター(区立全小・中学校に配置) 授業中及び放課後学習等における学習支援 (活動者数176名 実績時間数18,360時間) ● 学生ボランティア(活動実人員19名) 教員を目指す大学生を対象とした教育支援ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ■ すみだスクールサポートティーチャーを区立全小・中学校に派遣し、授業や放課後補習の支援を通して、学力の定着に課題のある児童・生徒の学力向上に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区報やホームページ等で積極的に周知することで、登録者を増やしていく。 ■ 大学と連携して、大学生の登録者を増やしていく。
35	学校支援ネットワーク事業		地域教育支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部講師を活用した出前授業による学校支援活動の実施 ● 学校ニーズを踏まえ、学習指導要領の重点事項に焦点を合わせた出前授業メニューの作成 ● 積極的に地域の協力団体等を開拓し、より一層地域の特色を生かした魅力ある事業を実施 ● 外部講師として、延べ701人(前年度481人)を、延べ189校(前年度150校)に派遣し、351回の授業を実施(前年度310回) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境、福祉、文化など様々な分野の専門家や地域のボランティアを外部講師として派遣し、多様な学びの体験をはじめ、キャリア教育支援による職業観の醸成など、教育内容の充実・向上に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもたちの教育活動等の充実のため、地域と学校の連携・協働体制の構築を推進する。 ■ 区内小中学校のコミュニティ・スクールの導入に向けて引続き指導室と連携し、地域学校協働本部の整備を進めていく。 ■ 令和3年度に開設した学校支援ネットワーク事業の専用サイト(学校教員向け)を活用し、出前授業の利用促進を図る。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
36	防災教育の推進		庶務課・指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育の実施 ●地域の防災組織等と連携した体験的な訓練の実施 ●生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直し ●都市整備課が作成した、ハザードマップを活用した防災教育の実施 ●中学1年生を対象とした、普通救急救命講習の実施 ●「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域と連携した防災訓練を全中学校で実施した。 ■防災教育副読本「防災ノート」、「東京マイ・タイムライン」を活用した防災教室を実施した。 ■生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校防災計画の見直しを行う。 ■様々な場面を想定した避難訓練を計画・実施し、危険回避能力等の向上を図る。 ■区立全中学校において地域と連携した防災訓練を実施する。 ■「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修を実施する。 ■中学1年生を対象とした、普通救急救命講習を確実に実施する。 ■「防災の日」等を活用し、中学生に対し、「共助」について理解を促すよう学校に周知する。 ■タブレット端末を活用し、区独自のデジタル教材による防災教育を全校で実施する。
37	学校運営連絡協議会運営事業		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●全学校(園)で年間3回以上の実施(都型コミュニティ・スクールの要件に沿った内容で実施) ◆地域学校協働活動推進事業検討会議を2回開催し、コミュニティスクール導入に向けての課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校の教育活動について協議し、様々な意見を基に教育活動の改善を図ることができた。 ■学校関係者評価を行い、学校評価結果については、全幼稚園、小中学校がホームページにて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ・スクール導入に向けて、地域学校協働活動推進事業検討会議を開催する(地域と学校の連携・協働体制を推進していけるよう学校・地域からの意見を聞きながら、あり方や運営方法を検討していくとともに、学校支援地域本部の役割や位置付けについても検討する)。
38	すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育		指導室・地域教育支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●各小・中学校で、各教科と関連し、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館を活用した教育活動を実施 ●児童・生徒の施設見学や体験学習については、新型コロナウイルス感染症対策として、従来の内容・方法を変更して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■葛飾北斎学習読本を小学校低学年用、高学年用、中学生用の3部構成で作成・配布し、授業で活用した(出前授業を行った小学校は6校(24%)、見学は3校(12%)、連携授業を行った中学校は1校(10%)。) ■すみだ郷土文化資料館において、児童・生徒の郷土への歴史・文化に対する理解を深めるため、教育普及事業(学校連携事業)として、社会科見学に対応した展示を開催し、またその中で収録動画閲覧を通して児童のタブレット端末の活用を図った(小学校10校見学)。また、展示物(昔の生活道具の一部(鯉節削り器))の貸し出しを実施した(小学校2校実施)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■すみだ北斎美術館、すみだ郷土文化資料館と連携し、見学だけでなく、学校のニーズに合わせた学習方法を推進していく。 ■すみだ北斎美術館の活用方法について、同美術館と協議を重ねる。 ■すみだ郷土文化資料館では、昔の生活道具の貸出品目の拡充について検討している。 ■オンラインや収録動画等ICT機器や電子媒体の活用を図るなど、コロナ禍における授業ニーズに対応した取組を行っていく。

	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
39	図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信 (1) ●イベントの実施 ①すみだ文化講座(0回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施 ②子ども向けイベントの実施(1回) ・すみだ水族館の生き物に関する質問募集及び関連資料の展示 ●展示等の実施 ①郷土の歴史や文化をテーマとした特集展示(52回) (主な特集) ・東京オリンピック・パラリンピック関連展示(全館) ・フウガドールすみだ関連展示(全館) ・行政資料・関連機関のご案内(ひきふね) ・ありがとう江戸博(ひきふね) ・知っていますか? 杉山和一と江島杉山神社(緑) ・すみだゆかりの作家 反戦の語り部・早乙女勝元(八広) ・モノづくりの町、墨田区～日本のものづくり・墨田のものづくり(八広) ・すみだゆかり 語り継がれる空襲の記憶(緑) ・すみだ 江戸の頃(立花) ②郷土に関する文献資料や写真資料の展示(13回) (主な展示) ・孔版画家森田睦氏作品展(ひきふね) ・漆原宏写真展(ひきふね) ・すみだ郷土文化資料館展示「すみだのうつりかわり」に関する展示 (ひきふね) ・すみだの遺跡・遺物(ひきふね) ・見て感じる北斎(緑) ・朝顔つながり(立花) ・永井荷風の見た世界(八広) ③常設コーナーの設置・整備 (新設・拡充したコーナー) ・すみだ郷土文化資料館展示関連資料コーナーの新設 ・幕末の三舟コーナーの新設(ひきふね) ・関東大震災、東京大空襲、忠臣蔵コーナーの拡充(ひきふね) ・出張! すみだゆかりの人物(緑) ●ホームページ等を利用した情報発信 ①図書館ウェブサイト地域資料についての紹介ページを新設 ②図書館ウェブサイトでのすみだゆかりの人物の紹介(12人) ③デジタル化した地域資料の公開(10件) ④児童、ティーンズ向けバスファインダーの発行 ●郷土の歴史・文化に関するレファレンスの実施 図書館利用者からの郷土の歴史・文化に関するレファレンス(問い合わせ)回答(58件)	■イベントや展示等の実施に当たり、地域の方や区内企業や関連団体、博物館等と協力・連携しながら実施した。 ■展示については、興味を持ってもらいやすいよう、視覚的な効果を活用した展示を心掛けて実施した。 ■郷土の歴史・文化の情報については、図書の特集展示や図書館ホームページ等において情報発信を行った。	ひきふね図書館 ■地域に関する資料については、収集及び整理等を進めていく中で、職員の更なる専門知識等の向上に努めていく。 ■「すみだ文化講座」などのイベントを利用して、子どもから高齢者まで誰もが興味を持てるような郷土の歴史・文化の情報を発信していく。 ■学校図書館に、すみだの偉人の紹介などの郷土コーナーを設けて、関連図書の展示を行うなど、小・中学生と共に将来への励みになるような取組を行う。

	令和元年度の事業の実施状況	成果	令和2年度以降の取組
40	文化財の調査・普及		地域教育支援課
(1)	<p>●区内に存する有形・無形文化財の調査、指定・登録、埋蔵文化財の発掘調査・記録・保存</p> <p>①文化財登録件数 150件(前年度149件)</p> <p>②埋蔵文化財本発掘調査 13件(前年度11件)</p>	<p>■区内に存する歴史的・芸術的に価値の高い文化財を登録・指定することで、文化財の保護及び文化財管理者への支援を行うことができた。</p>	<p>■引き続き、区内の文化財の調査・記録・保存を行い、区民の貴重な財産として後世に伝えるべきものについては、指定・登録への取組を継続していく。</p>
(2)	<p>●史跡説明板の設置、埋蔵文化財の展示、刊行物の作成は実施することができたが、予定していた史跡めぐり、文化財の特別見学会、体験講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p> <p>①史跡めぐり→中止</p> <p>②特別見学会→中止</p> <p>③史跡説明板 新規1基 付替2基</p> <p>④すみだゆかりの展示 1回 ひきふね図書館で「墨田区内で発掘された埋蔵文化財を展示</p> <p>⑤体験講座「おとなの伝統工芸体験」→中止</p> <p>⑥刊行物「すみだの文化財マップ」→2,000部発行</p> <p>⑦千葉大学と連携した、デジタルデータを活用した文化財の展示の調査・研究</p>	<p>■史跡説明板設置等の普及事業により、すみだの文化財、歴史・地誌を広く周知することができた。</p>	<p>■令和3年度に引き続き、千葉大学と連携してデジタルデータを活用した文化財の展示について調査・研究していく。</p> <p>■区ホームページや広報誌等を活用し、指定・登録文化財の紹介を積極的に行う。</p> <p>■調査を行った寺社等の文化財について、その内容を分かりやすい報告書としてまとめ、刊行する。</p> <p>■史跡めぐりや文化財パネル展示などを通して、多くの区民への地元の文化財や歴史の周知に努める。</p>
(3) 教育の今日的課題			
① 子どもの貧困対策の検討・実施			
41	墨田区子どもの未来応援取組方針の策定		厚生課
(1)	<p>●令和元年度に改定された国の「子どもの貧困対策に関する大綱」における目標指標や重点施策を踏まえながら、平成29年度に策定した「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき、「子どもの未来応援に関する施策」の関係各課が所管する対策事業を計画的に推進した。</p> <p>◆「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づいた関連事業を第4次墨田区地域福祉計画に盛り込んだ。</p>	<p>■各所管で「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき、「子どもの未来応援に関する施策」に掲げた対策事業(80事業)を実施した。</p> <p>■生活福祉課が事務局となり、各所管の進捗状況及び実績を取りまとめ、事業評価等を分析し、「子どもの貧困対策推進本部」の会議にて報告及び協議を行った。</p>	<p>■引き続き、「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき、各課所管事業の中で、子どもの未来応援(子どもの貧困対策)に関する事業についてそれぞれ検討し、計画的に進める。 (※所管が生活福祉課から厚生課へ移管した)</p>

②「放課後子ども総合プラン」の推進			
	令和元年度の事業の実施状況	成果	令和2年度以降の取組
42	放課後子ども教室		地域教育支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●区立小学校20校(うち、いきいきスクール3校)で実施 ●実施校数:20校(うち4校は新型コロナウイルス感染症の影響で休止)(前年度20校) ●延べ実施回数:756回(前年度636回) ●延べ参加児童数:33,648人(前年度23,156人) ●延べスタッフ数:5,252人(前年度4,042人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■コロナ禍による様々な制約の中、保護者や地域住民等で組織される運営委員会の工夫等によって、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所確保に寄与するとともに、学習や様々な体験交流を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■未実施校のうち1校については、今年度中の開設を目指す。 ■未実施校の4校については、学校やPTA等へのヒアリング等により各校の実状を把握するとともに、様々な手法を視野に入れながら実施に向けた検討を行う。
43	学童クラブ		子育て政策課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年4月における待機児童数が251名であったことから、令和4年4月に向けて新規開設4室(定員124人)を整備した。また、既存学童クラブの定員を2室40人拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学童クラブの大幅定員増を実現したが、待機児童数に寄与したが、それ以上に申込数が増加したため、待機児童数の減少には寄与できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■女性の社会進出や働き方の多様性により、学童クラブを必要とする児童は今後も増える見込まれることから、引き続き学童クラブの増設を行うほか、放課後の居場所として放課後子ども教室との連携なども合わせて検討していく。
③「子ども・子育て支援新制度」の推進			
	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
44	「子ども・子育て支援新制度」の推進		子育て支援課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●「墨田区子ども・子育て支援総合計画」(令和2年度～令和6年度)に沿って、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進した。また、墨田区子ども・子育て会議における委員の意見を踏まえ、墨田区公設保育所整備計画の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■墨田区子ども・子育て会議において委員から様々な切り口による意見が出され、子どもを取り巻く実態や課題を把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「墨田区子ども・子育て支援総合計画」(令和2年度～令和6年度)に沿って、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進していく。また、墨田区子ども・子育て会議においてその進捗状況を確認・評価していく。
④ オリンピック・パラリンピック教育の推進			
45	オリンピック・パラリンピックに向けた取組		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校で全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科について横断的な教育活動を実施 ●カリキュラムマネジメントの視点からの全体計画作成 ●「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」について重点的に育成 ●東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動の展開 ●オリンピック・パラリンピック競技の観戦について、東京都教育委員会と調整及び計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校において、指導計画に基づきオリンピック、アスリート招聘など特色ある取組を実施した。 ■オリンピック・パラリンピック教育担当者連絡会において、アワード校や「夢・未来」プロジェクト校の実践を発表し、各学校の取組の参考とすることができた。 ■各学校で教育計画の中に位置付け、年間指導計画に基づき、カリキュラムマネジメントを通じて、各教科において横断的な教育活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動を展開していくとともに、各学校において、レガシーの重点項目を定め、推進していく。

⑤ 教育施設の整備			
	令和3年度の事業の実施状況	成果	令和4年度以降の取組
46	総合教育センターの整備		指導室
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」に基づく、「教育センター」の整備に係る検討(実施設計、付帯設備及び什器類)及び連携方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■当該計画に基づく教育センターの主な機能要件を整理し、実施設計に反映するとともに、建築工事を令和4年3月に着工した。 ①教育相談機能(教育相談(すみだスクールサポートセンター、教育相談室)、適応指導教室(ステップ学級、サポート学級)、就学相談の運営) ②研修・研究機能(研修室、教科書展示、学力向上・ICT活用、特別支援等の研究事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度中の開設を目指し、整備後の運営方法及び連携方法等について、検討を進めていく。
47	学校施設維持管理事業		庶務課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●非構造部材の耐震化に係る外壁改修工事等の実施 ●排水管路の耐震化工事の実施 ●屋内運動場トイレ改修工事の実施 ●校庭整備工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■区立学校施設の耐震機能を強化した。 ■良好な教育環境を整備するとともに、災害時における避難所としての機能強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校施設の環境向上に資する工事について、引き続き計画的に実施していく。
48	学校施設への環境配慮型設備等の導入		庶務課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●整備された校庭の維持管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちが自然教育を学ぶ場の創出に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■校舎等の増改築に伴い、環境に配慮した設備等の導入を検討していく。 ■生育不良や枯れなどが生じないよう、校庭芝生維持管理運営委員会及び小学校・幼稚園の芝生担当者に対し、引き続き技術指導を行っていく。
49	学校ICT化推進事業		庶務課
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●区立全小中学校の普通教室・特別教室に電子黒板を設置し、教員用タブレット端末を配置 ●児童・生徒によるタブレット端末活用のモデル校(小学校1校、中学校1校)及び特別支援学級等モデル校の選定 ●ICT機器の操作や不具合等に係るマニュアル等の整備し、ポータルサイトに掲載 ●機器の操作研修のほか、管理職や主幹教諭向けICTマネジメント研修の実施 ●教員間・学校間のコミュニケーション促進・情報共有・共同作業を可能とするクラウドサービスの導入 ●国のGIGAスクール構想に基づき、高速大容量ネットワークの構築と、児童・生徒1人1台タブレット端末の整備 ●学校での児童・生徒用タブレットの活用促進と教員の負担軽減のため、GIGAスクールサポーターと支援員の配置 ◆自動応答欠席連絡システムの試験導入 ◆GIGAスクール構想に関する地域の理解を深めるため、学校でのタブレット端末活用に係る動画を作成し、区ホームページに公開した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業中にICTを活用し指導できる教員の割合 墨田区 80.3% 文部科学省調査(令和2年3月現在) ■学習指導要領改訂に合わせ、タキソミーテーブル(※1)による單元ごとに授業設計を行う技術について、管理職の教員を含めて学ぶ機会を設けた。 ■問い合わせに素早く対応できるようになり、サポートの標準化、強化が可能となった。 ■学習指導要領におけるICT活用の考え方などを管理職等が学ぶ機会となった。 ■各教員のコミュニティーサイト等が立ち上がるなどクラウドサービスの活用が進んだ。 ■授業や学活での1人1台端末の活用が本格的に始まった。 ■各種会議・研修などをオンライン化し、コロナ対策を推進した。 ■全校で欠席連絡システムを試験導入し、保護者への情報配信等も開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校の体制や児童・生徒のリテラシーに合わせた段階的な活用推進を図る。 ■タブレットのメリットを最大限に引き出す授業モデルの構築 ■研修・支援員等を活用しICTを活用した授業のノウハウを各学校に水平展開していく。 ■プログラミング教育について、教員向けの研修を実施する。 ■幼稚園に欠席連絡システムを導入する。

※1教育の目標を「記憶する」「理解する」「応用する」「分析する」「評価する」「創造する」といった学習者の認知の次元に応じて分類する表。学習過程を見える化する、評価を適切に実施する、より高次の学習過程へ発展させるといった活用が可能

ひきこもり対策に関する提言書

～ 教育委員会（不登校）に係る提言～

▶ 5項目の提言

- (1) ひきこもりの要因となり得る不登校について、早期に状況を把握するとともに、解消に向けた取組を充実させること。
- (2) 自己有用感及び自己肯定感を育む教育を通じて、不登校の未然防止対策を強化すること。
- (3) 不登校対策に係るスクールソーシャルワーカー等の機能強化を図ること。
- (4) ひきこもり及び不登校に関する研修等を更に充実させ、教職員等の一層の対応力向上に努めること。
- (5) 区内小中学校及び他自治体における成功事例を参考に、効果的な不登校対策を実施すること。 （令和4年4月墨田区議会ひきこもり対策特別委員会）

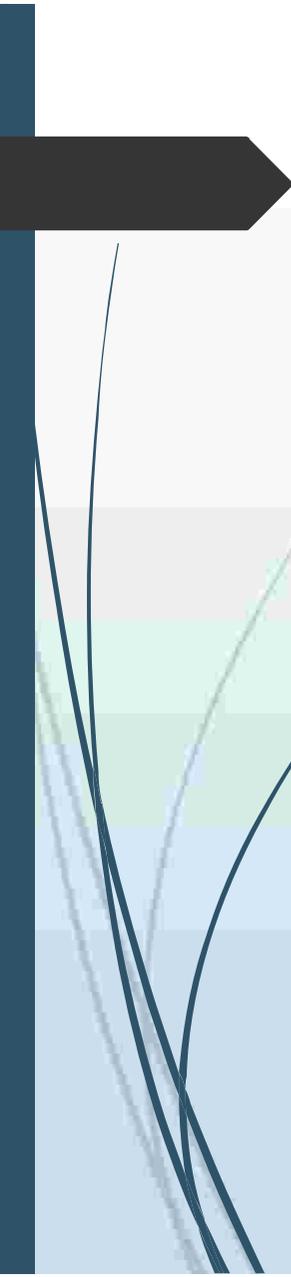
不登校の現状と対応策について

令和4年7月21日

墨田区教育委員会事務局

不登校とは

- ▶ 「**不登校児童生徒**」とは、
- ▶ 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために**年間30日以上欠席した者**のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」と定義しています。
(文部科学省)

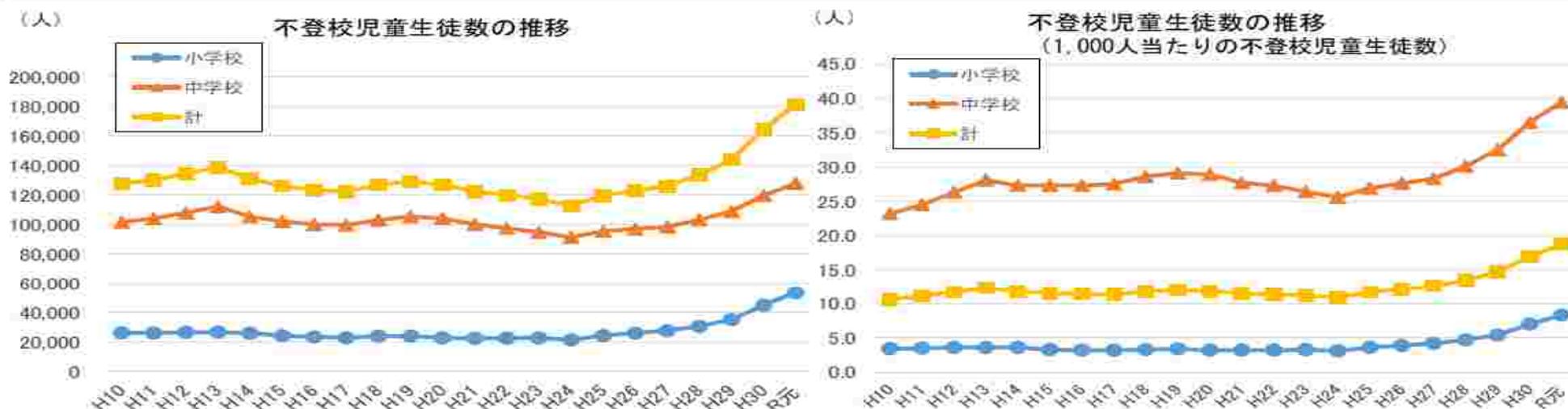


1 国と墨田区の現状について

2 教育機会確保法と不登校支援施策

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

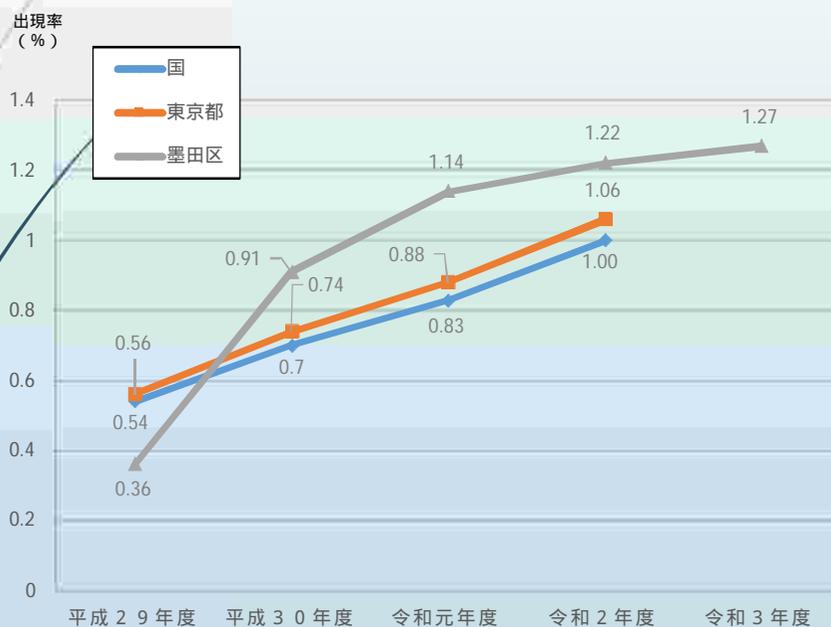
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,625	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,941	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	98,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,838	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.8	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,694	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,899	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.3	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

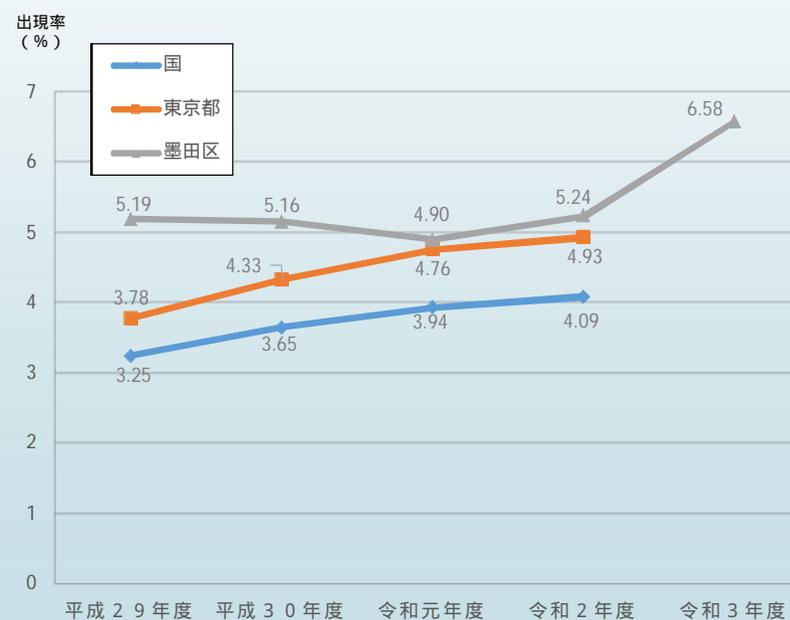
(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和元年度)

不登校児童生徒出現率の推移（国・都・墨田区比較）

不登校児童生徒出現率の推移（小学校）



不登校児童生徒出現率の推移（中学校）



小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は不登校児童生徒数の55.6%を占め、長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の子		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		出席日数0日の者		不登校児童生徒数 (人)
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	30,718 (68)	57.6% (52.3%)	18,383 (56)	34.5% (43.0%)	2,648 (3)	5.0% (2.3%)	1,601 (3)	3.0% (2.3%)	53,350 (130)
中学校	49,697 (83)	38.8% (31.5%)	60,188 (141)	47.1% (53.6%)	12,280 (27)	9.6% (10.2%)	5,757 (12)	4.5% (4.5%)	127,922 (263)
合計	80,415 (151)	44.4% (38.4%)	78,571 (197)	43.3% (50.1%)	14,928 (30)	8.2% (7.6%)	7,358 (15)	4.1% (3.8%)	181,272 (393)

()は墨田区

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

55.6%(61.5%)

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和元年度)

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

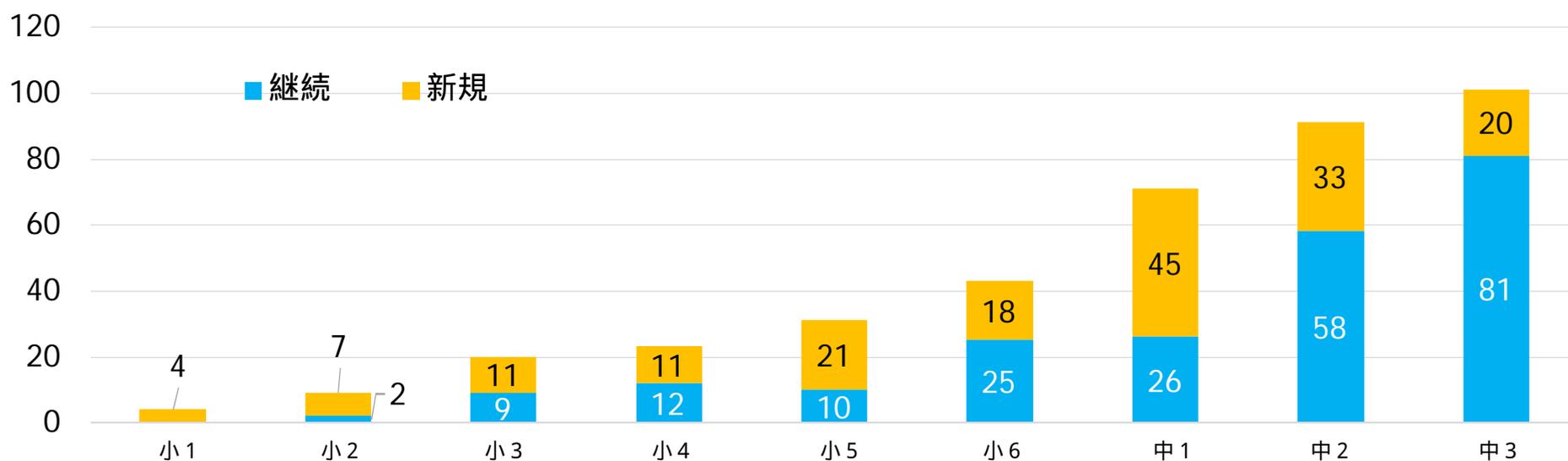
	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	53,350	233	5,430	1,297	2,301	175	32	596	1,139	1,939	8,898	921	5,488	21,927	2,974
		0.4%	10.2%	2.4%	4.3%	0.3%	0.1%	1.1%	2.1%	3.6%	16.7%	1.7%	10.3%	41.1%	5.6%
中学校	127,922	330	21,975	1,555	10,830	1,606	1,183	1,462	4,988	3,696	9,555	2,424	10,953	50,471	6,894
		0.3%	17.2%	1.2%	8.5%	1.3%	0.9%	1.1%	3.9%	2.9%	7.5%	1.9%	8.6%	39.5%	5.4%
合計	181,272	563	27,405	2,852	13,131	1,781	1,215	2,058	6,127	5,635	18,453	3,345	16,441	72,398	9,868
		0.3%	15.1%	1.6%	7.2%	1.0%	0.7%	1.1%	3.4%	3.1%	10.2%	1.8%	9.1%	39.9%	5.4%

※ 1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 2 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）

墨田区における不登校児童・生徒数の学年別経年変化

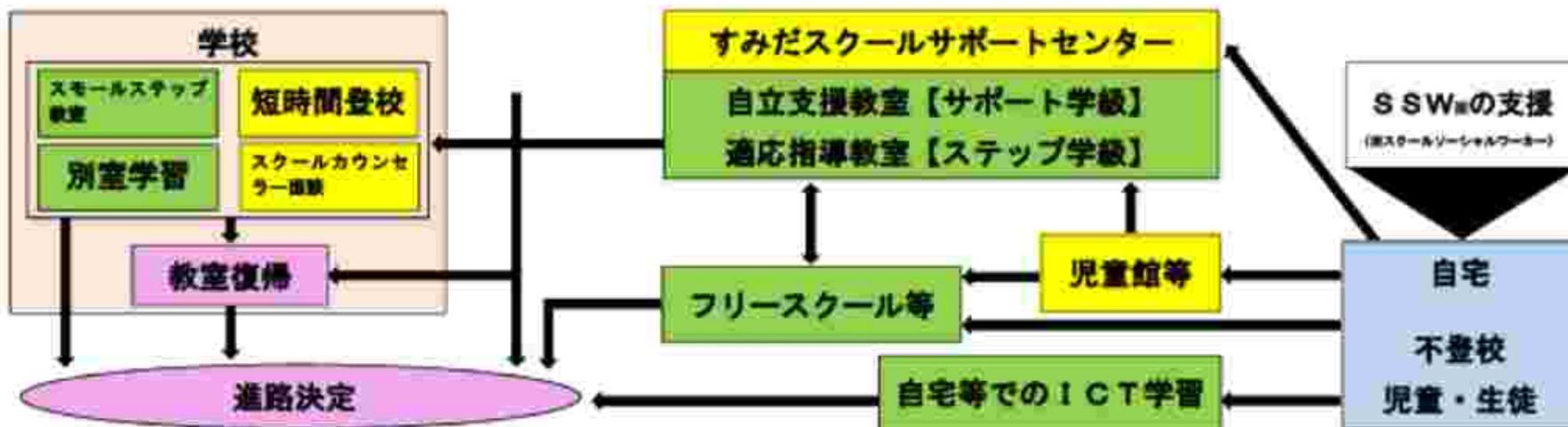


- ・ 不登校児童・生徒は全校に在籍している。
- ・ 学年が上がるごとに不登校児童生徒数が増加しているが、特に中1での「新規」が多い。中1ギャップによる不適應への対応が必要と考えられる。
- ・ 小3→小4 小5→小6 中1→中2→中3の学年進行で「継続」が多い。
- ・ 中1の新規増加を抑制できれば、中2、中3の総数を抑制できる。

不登校児童・生徒数の学年別継続率（墨田区）

令和2年度不登校児童・生徒数			令和3年度継続		継続率
小1	6		小2	2	33.3%
小2	13		小3	9	69.2%
小3	15	小4	12	80.0%
小4	17		小5	10	58.8%
小5	30	小6	25	83.3%
小6	42		中1	26	61.9%
中1	63	中2	58	92.1%
中2	89	中3	81	91.0%
中3	52		卒業		

墨田区立小中学校における不登校児童・生徒の支援についての概要図



9 支援の段階

ステップ4	ステップ3	ステップ2	ステップ1	ステップ0
社会的な自立	継続的・系統的な支援を受けている	短時間・不定期の支援を受けている	外部との関わりあり	外部との関わりなし
教室復帰	校内のsmallステップ教室や別室で学習 区内の適応指導教室【ステップ学級】や自立支援教室【サポート学級】に通級	短時間の学校登校 学校でスクールカウンセラー等と面談 すみだスクールサポートセンターで面談	担任等が家庭訪問	学校内外の ・支援を受けていない ・支援を拒否している
進路決定	民間のフリースクール等に通学 ICT等を活用して自宅等で学習	定期的に児童館等に通う	オンラインで 連絡・面談を実施	

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、**不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供**その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる。

構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 **教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有**の促進等に必要な措置
- 3 **不登校特例校及び教育支援センターの整備**並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 **学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握**に必要な措置
- 5 **学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等**の支援に必要な措置

V 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI その他

- 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日文科科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
 - 基本指針の位置付け
 - 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施
- ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
- 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



～「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」抜粋～

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

【学校教育の意義・役割】

- ▶ 特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。
- ▶ また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

不登校に関する調査研究協力者会議報告書(概要)



1 不登校の現状と実態把握

○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最大の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様性が浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、
多様な支援を実施することが必要

「不登校」の考え方

登校という結果のみを目標とせず社会的自立を促すこと
状況によっては休業が必要、学校に行けなくても志願する
必要はなく様々な教育機会を活用し！

2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

① 誰一人取り残されない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた広報・啓発資料の作成や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における研修の実施
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用したチーム学校による魅力ある学校づくり
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施

② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

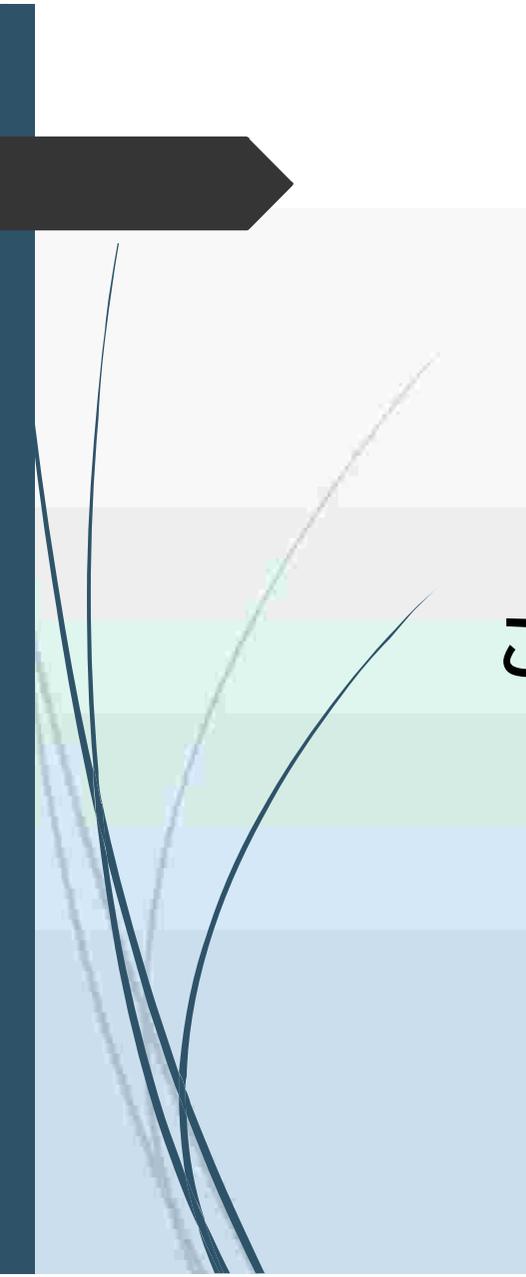
- ・児童生徒が抱える課題の早期把握に向けた全児童生徒を対象とした、スクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対する「児童生徒理解・支援シート」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所で個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」の充実
- ・一部の学年を対象としたSCによる全員面接により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

- ・都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた特色ある不登校特例校の設置推進や指導体制の充実
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による学校・教育委員会とフリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携促進
- ・フリースクール等民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置等、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援やICTを活用した学習・体験活動、相談支援等を一括して行う「不登校児童生徒支援センター」（仮称）の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する調査研究の実施

④ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

- ・教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上や、SC・SSWによるオンラインの活用等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた家庭教育支援の充実
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた社会的自立のため、多様な価値観を認め、児童生徒の目標の幅を広げるような支援の実施



ご清聴ありがとうございました